

## 令和4年度 入湯税の使途状況について

入湯税は、地方税法第701条の規定により、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設、その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む）に要する費用に充てるための目的税です。

令和4年度の入湯税の決算額は 43,423千円 となっており、「環境衛生施設の整備費」、「消防施設の整備費」、「観光施設の整備費」、「観光振興費」、として下記の事業に充当しました。

(単位：千円)

区 分	事業の内容	総事業費	財源内訳		
			一般財源		負担金 その他
			入湯税	その他	
環境衛生施設の整備費	塵芥処理施設、し尿処理施設の負担金など	194,673	<b>20,800</b>	128,858	45,015
消防施設の整備費	消火栓の設置等消防施設の維持管理など	5,156	<b>3,500</b>	656	1,000
観光施設の整備費	山岳観光施設、平地観光施設の維持管理など	12,465	<b>7,417</b>	88	4,960
観光振興費	山岳観光、平地観光の宣伝・誘客など	82,339	<b>11,706</b>	38,123	32,510
合 計		294,633	<b>43,423</b>	167,725	83,485



塵芥処理施設（北アルプスエコパーク）



し尿処理施設（クリーンコスモ姫川）



白馬小道 小径作業



白馬岳頂上宿舎修繕工事

